

後見支援預金概要説明書

令和3年10月現在

商品名	・後見支援預金
販売対象	・個人のうち、家庭裁判所が「指示書」を交付した方
期 間	・期間の定めはございません。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 随時預入可能ですが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です。 ・ 1円以上 ・ 1円単位
払戻方法	・ 随時払出しできますが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です。 ①出 金：入院費等の一時的な支出が発生した場合等において、家庭裁判所が必要と認めた際に交付されます。 ②定額送金：自動振込等により、指定された間隔（例えば3ヵ月毎）で指定金額を定期的に後見人が別途管理する生活口座等へ振替える必要があると家庭裁判所が認めた際に交付されます。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 変動金利（毎日の普通預金の店頭表示の利率を適用します。） ・ 年2回（3月、9月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・ 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算とします。 ・ 無利息型普通預金の後見支援預金は、無利息とします。
税 金	・ 利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（マル優の利用はできません） ※令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
手数料	・ 11,000円（税込み） ・ 為替手数料について、定期送金振込手数料は、通常の為替手数料をいただきます。
付加できる特約事項	・ 指示書の指示内容による取扱いのみとなります。
中途解約の取扱い	—
金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置	・ 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（9時～17時、電話：0880-34-2121）にお申し出ください。

<p>紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部コンプライアンス課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 ・なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部コンプライアンス課もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品は、成年後見人、未成年後見人のみ取扱いできるものとし、選任、登記されている書類が必要です。保佐人、補助人、任意後見人ではお取扱いできません。 ・「指示書」の交付申請は被後見人の基本事件が係属する家庭裁判所に行ってください。 ・公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、その他の振込、配当金、公共債元利均等の自動受取り、インターネットバンキングの契約はできません。 ・本口座は口座開設店のみお取扱いいたします。 ・「総合口座」のお取扱いはできません。 ・キャッシュカードは発行できません。 ・A T Mでのご利用はできません（窓口でのお取扱いに限定します。A T Mでの記帳は可）。 ・現金でのお支払いはできません（管理口座への振替となります）。 ・預金保険制度により元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）